

2024

冬号

Winter

No.42

2024年2月1日発行



税理士法人八鍬会計 事務所通信

〒349-0114

埼玉県蓮田市馬込1丁目3番地

Tel 048-769-9551 Fax 048-769-9550

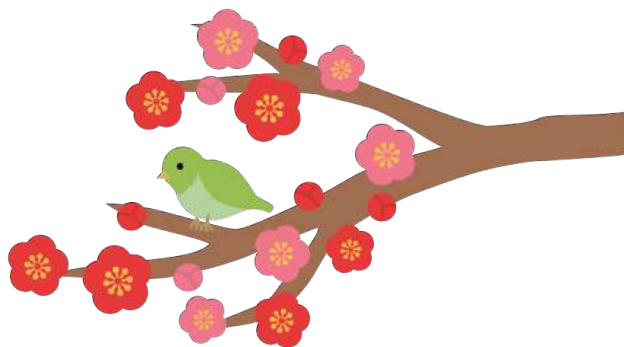
tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ 事務所よりお知らせ



ごあいさつ

凡事徹底 (ぼんじてってい)

風光明媚な志摩半島にそびえるタラサ志摩ホテル&リゾートはバブル最盛期におよそ380億円を投じて平成4年に完成。全室オーシャンビュー、全館いたる所に大理石。訪れた人は誰もが「素晴らしい」の歓声。

しかしバブル崩壊後、経営不振が続き、次々と経営が変わったものの、赤字がかさむだけだった。そのころ遠く離れた宮城県仙台市で専業主婦から45歳で美容界に身を転じた今野華都子(かつこ)さん。エステティシャンとしてデビューしてから6年後の平成16年、世界110ヶ国から参加したインターナショナル・エステティシャンコンテストで最優秀賞を獲得。美容エステ界で世界一となった。その話を聞いたタラサ志摩ホテルは今野氏に白羽の矢を立て、ホテルの社長就任を依頼。しかし会社経営もホテル経営も知らない、しかも遠く離れた伊勢志摩への移住。何度も断り続けたがとうとう断り切れず、家族を残して志摩へ移ることに。引き継いだのは38億円の借金と153名の社員。しかし今野氏を迎えたのは社員の冷たい視線と反抗的な態度だった。それまで幾度となく繰り返した社長交代劇、「またか、どうせ…」という雰囲気だったと当時を振り返る。

今野社長がまず始めたのは社員全員の顔と名前を覚えること、そして名前を呼んで笑顔で挨拶をする。そして数ヶ月後に全社員を集めてこう言った。『皆さんがここで働いているのは会社のためでも、私のためでもない。自分の大切な時間をこのホテルで生きると決めたからです。みなさんが自分の心の中で思っている要望や不満は会社が解決することではなく、実はあなた方が解決しなければならない問題なのです。』そして今野社長は社員に二つのことを課題として与えたそうだ。

① 自分は人間としてどう生きたいか。そして② どう働けば素晴らしい会社になるか。

そのころからホテルが少しずつ変わり始める。『私はホテルのことは何も分からない、できない事だらけ、当たり前のことを徹底しただけ』と控えめに言う。雨が降ればお客様を迎えに行く、濡れたらタオルを出す、地元的新鲜野菜を提供する。当たり前が形になったとき、お客様が喜んで下さった。それが売上げとなり、半年もかからずに雰囲気が変わり、1年後には黒字に転換。今野社長が社員たちに繰り返し訴えた三つのプロセスがあるという。

1. 笑顔で応える。
2. ハイと肯定的な返事する。
3. 人の話をうなずいて聞く。

できないとか、やれないと思ったら、全ての可能性の扉が閉まってしまう。この三つのプロセスこそが人生を豊かにするプロセスだ。



税務カレンダー

2024年2月

- ◆ 固定資産税 第4期 (29日)

2024年3月

- ◆ 所得税の確定申告 (15日まで)
- ◆ 贈与税の確定申告 (15日まで)
- ◆ 個人事業者の消費税申告 (4月1日まで)

2024年4月

- ◆ 所得税確定申告の振替納税日 (23日)
- ◆ 個人消費税申告の振替納税日 (30日)

※ 今年も確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要になります。また、確定申告期間中の税務署の休日開庁日は、2月25日です。

会長 八鍬 伸一

税 務 TOPIX

大谷選手の節税契約に異議 米カリフォルニア州

大谷選手がこのほどロサンゼルスドジャースと結んだ10年総額7億ドル（日本円1,000億円超）の契約が世界中を驚かせた。

さらに話題となったのが、その支払方法。年俸のうち97%を後払いとすることで、球団に課される「ぜいたく税」を軽減し、かつ大谷選手自身も高税率で知られるカリフォルニア州税も一時納税を免れることになり、両者ともウィン・ウインの関係。

もし10年後カリフォルニアに住まないことになれば、他の州に税金が横取りされてしまうことになるため、同州の会計監察官は「納税の公平を妨げている」とコメント。さて10年後どこに住むことになるやら。日本に移り住んでもらいたいと思うのが私の本音だが…。



能登半島地震 申告納期限延長へ



国税庁と総務省は1月9日石川県・富山県両県の企業と個人に対し、国税と地方税の納期限を延長すると発表。延長期限は今後の復興をみて告示していく事も合わせて発表した。12年前の東日本大震災では3年間の延長、熊本地震では7ヶ月半延長、今回も2~3年の延長は避けられない見込みだ。

また、国税については石川、富山以外の県に在住する被災者についても納税先の税務署に申請すれば期限の延長を認めることとしている。

住民税についても同様の措置が図られるものと期待されており、各自治体の動向に注目したいところだ。



免税事業者との取引継続は38%止まり 全法連

昨年10月にスタートしたインボイス制度。登録をせずに免税事業者にとどまる事業者の数も相当数いることが発表されたところだ。その免税事業者と今後も取引を継続すると答えた事業者の割合は38%にとどまり、取引を継続しないとする事業者の割合は9.1%であることが全国法人会連合会から発表された。

その他に経過措置が認められる令和8年9月末までは取引するが、その後は分からないとの回答が32%と多い。いずれにせよ遅かれ早かれ登録を行い、インボイス仲間に入れてもらわないと、取引相手にされない時が来るのかも知れません。

NEWS WAVE

戸籍謄本が本籍地以外でも取得可能に

戸籍は日本人であることを証明する唯一の公文書で、相続手続きなどさまざまな場面が必要となります。その戸籍が遠く離れた所でも、この3月からはお住いの市区町村役場で取得できるようになります。

- 「戸籍謄本」
(全部事項証明) …… 個人の出生記録や婚姻の履歴が記載された戸籍で、同一戸籍全員の分が記載された戸籍簿。
- 「戸籍抄本」
(個人事項証明) …… 同一戸籍のうち、その人の分だけ一人分が記載された戸籍簿。
- 「原戸籍謄本」
(改正原戸籍) …… 戸籍法改正前の戸籍で、現在の戸籍への改訂時に削除された事項も記載された古い戸籍簿。
- 「除籍謄本」 …… 結婚や死亡により戸籍から除かれた原因事実が記載された戸籍簿。

令和6年
3月1日
から

市区町村の窓口での
戸籍の証明書
の請求が便利
になります

1 どこでも
本籍地が遠くにある方でも、
最寄り市区町村の窓口で
請求できます！

2 まとめて
欲しい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口でまとめて請
求できます！

結婚・相続などの行政手続や各種申請手続での負担が軽減
令和6年4月1日から相続登記の申請が簡便化されます。
戸籍の新サービスも併用いただけます。

税金 Q&A

贈与税制が大幅に改正（令和6年から）

どのように変わったか

贈与税は相続税逃れを防ぐための税金と言われますが、上手に活用すれば相続税の負担を減らすことができます。その贈与税制が令和6年から大きく改正されました。どのように改正されたかを少し詳しく見てみたいと思います。

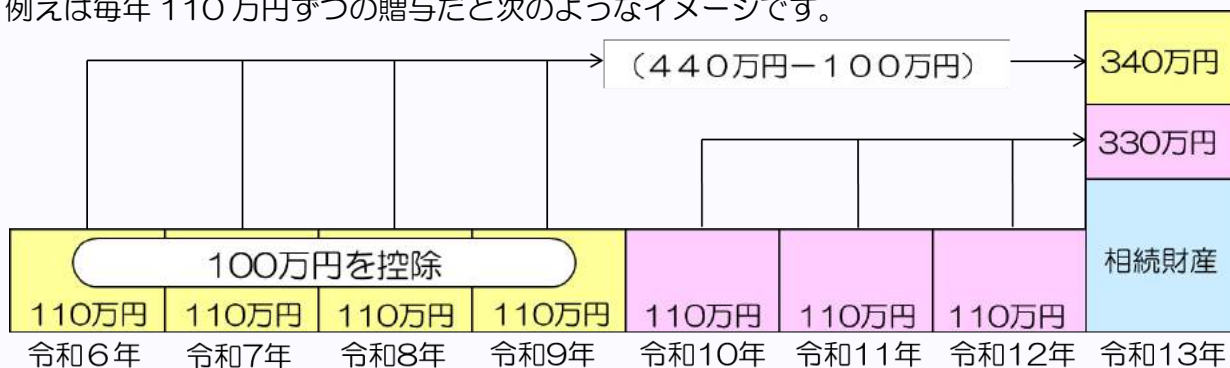


税理士 八鍬幸江

暦年課税制度の改正（年110万円の基礎控除）

財産を贈与した人が亡くなった場合、これまでは亡くなる前3年以内に贈与を受けた財産は相続財産に加算されていましたが、令和6年の贈与分からは、7年間に延長されます。これにより生前贈与による相続税の節税効果がこれまでよりやや薄れることとなります。ただし、令和6年の贈与から1年ずつ延長されるため丸7年分まで遡るのは、令和13年以降の相続分からとなります。

例えば毎年110万円ずつの贈与だと次のようなイメージです。

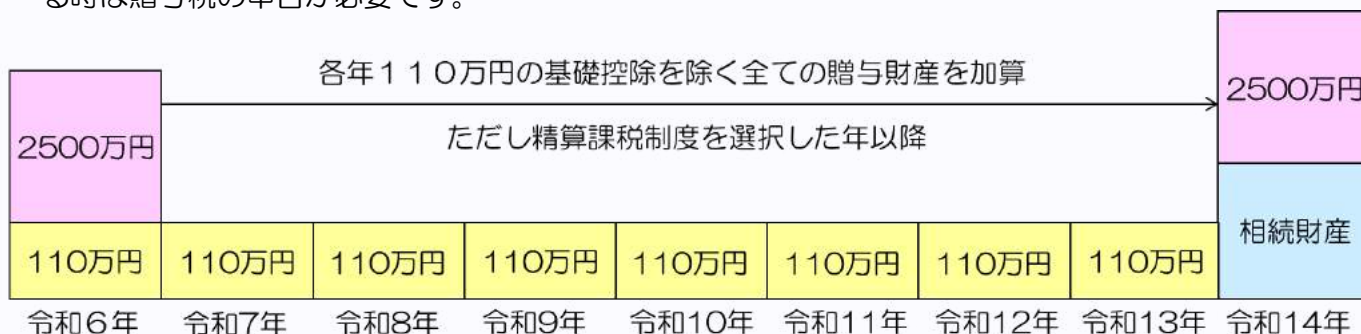


すなわち延長された4年間に贈与された分については、最高100万円を控除した残額が加算の対象となります。

相続時精算課税制度の改正（一生涯で2,500万円の特別控除）

特別控除2,500万円は変わりませんが、これに加えて令和6年以降、年間110万円の基礎控除が認められることになりました。つまり2,500万円に達した後も1年につき110万円の基礎控除が認められます。従って1年につき110万円までの贈与であれば、無税となるだけでなく申告も不要です。

ただし、この制度を選択する初年度は「相続時精算課税制度選択届出書」の提出と110万円を超える時は贈与税の申告が必要です。



よって選択初年度は最大2,610万円まで贈与税が無税で済むこととなります。

上記両制度は選択制

相続時精算課税制度は受贈者の選択を条件に認められる制度です。しかし一度選択すると途中でやめることができないのでご注意ください。また贈与者ごとに両制度を使い分けることができます。

事前に良く検討し、計画的に進めることが節税のポイントです。

今回は使い勝手が良くなった相続時精算課税制度について深掘りしてみたいと思います。

この冬こそ、ウイルス感染予防をしましょう

免疫力アップの要は腸と言われます。腸内環境を整えて、免疫力を維持し、感染リスクを軽減しましょう。

水分&運動でスムーズな老廃物の排出を。

悪玉菌を増やす便秘にも要注意！

感染対策ポイント1

- 水分をしっかり摂る。
- 乾燥する冬場こそ、意識して水分補給をする。
- 喉の渇きを感じにくく、かくれ脱水になりやすい。
- 一日一回は具だくさんの味噌汁を食べる。



感染対策ポイント2

- 運動不足にならないようにしましょう。
- イスを使った屈伸運動やスクワット運動などが効果的。
- その場で足踏みをし、腕を大きく振ることも有酸素運動の一つです。
- お天気のいい日は散歩をするなど体を動かし、太陽にあたることも。



感染対策のポイントを忘れず、この冬を元気に乗り越えたいものです。
手洗いやうがいも忘れずに！



事務所よりお知らせ

あけましておめでとうございます。



撮影 令和6年1月

今年も元気いっぱい皆様のお役に立てるよう全力で頑張ります。
一年間どうぞよろしくお願ひ致します。

確定申告は3月15日まで

確定申告シーズンが到来しました。

申告用紙が税務署から送付されない方も多くなっております。
申告忘れにご注意下さい。

所長 税理士 公認会計士 八鍬幸平

ご相談は 八鍬会計 まで

税務会計や相続対策・事業承継・補助金申請など、気軽にご相談ください。
また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしやいましたらご紹介ください。

編集後記

一段と寒さが厳しい季節。インフルエンザの感染者も増えています。空気の乾燥にも注意が必要です。

引き続き感染予防に努め、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取など健康管理に努めましょう。

連絡先 税理士法人八鍬会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬・鈴木・黒須・久保田